

【資料 2】

鹿児島県内水面
漁場管理委員会資料
令和 7 年 10 月 22 日

【議題 2】

全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項について（協議）

目 次

■ 令和8年度中央省庁提案項目素案に係る検討及び アンケート調査について（依頼）	1
■ 提案項目作成にあたっての考え方	7
■ 令和8年度提案項目素案	9
■ 令和8年度提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更 及びアンケート調査（回答案）	28
■ 令和8年度提案項目取りまとめスケジュール	50

水 産 第 2 5 7 6 号
令和 7 年 (2025 年) 9 月 12 日

全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会
会員県内水面漁場管理委員会会長 様

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 柴山 雅洋
(公印省略)

令和 8 年度中央省庁提案項目素案に係る検討及びアンケート調査への回答について (依頼)

このことについて、令和 7 年 9 月 10 日付け 7 全内漁管連第 16 号により、全国内水面漁場管理委員会連合会会長から、各都道府県漁場管理委員会で協議をするように通知がなされたところです。

つきましては、本年度、西日本ブロック協議会開催県である当委員会が協議結果を取りまとめます。下記により連合会会長から依頼のありましたことへの回答をお願いいたします。なお、提出書類 2・3・4 について意見がない場合もその旨ご記入の上ご提出をお願いします。

記

1 提出期限

令和 7 年 10 月 9 日 (木) ※メールにて提出してください。

2 提出資料

- 1 令和 8 年度提案項目に係るアンケート調査票 (別紙 4) ※全内漁管連事務局から送付済
- 2 令和 8 年度中央省庁提案項目素案に係る項目の削除又は表現の変更について (別紙様式 1)
- 3 令和 8 年度中央省庁提案項目素案に係る追加提案項目・意見について (別紙様式 2)
- 4 西日本ブロック協議会内における照会・協議事項等について (別紙様式 3)

※回答にあたっては令和 7 年 9 月 10 日付け 7 全内漁管連第 16 号をご確認ください

担 当 : 佐賀県内水面漁場管理委員会事務局 江頭

電 話 : 0952-25-7145

メール : suisan@pref.saga.lg.jp

7 全内漁管連第16号
令和7年9月10日

全国内水面漁場管理委員会連合会会員 各位

全国内水面漁場管理委員会連合会
会長 福留 己樹夫
(公印省略)

中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討
およびアンケート調査の実施について（依頼）

当連合会の運営につきまして、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、去る令和7年8月29日に開催された令和7年度第1回漁場管理対策検討会において、令和8年度に中央省庁へ提出する提案書の素案が別紙1のとおりとりまとめられました。

つきましては、別紙2「提案項目作成にあたっての考え方」に基づき、各都道府県漁場管理委員会において、令和8年度の提案内容を協議いただきますようお願ひいたします。

なお次の提案行動では、提案書の項目の削減も含め内容の簡潔化、明確化の検討が必要と考えておりますので、令和7年度第1回漁場管理対策検討会で出た別紙3の意見も参考に協議、検討をお願いします。また、内容の修正や追加を行う項目については、その理由と文案、提出先省庁を具体的に示してご提案願います。

あわせて、別紙4のとおり、提案項目作成に係るアンケート調査を実施いたしますので、ご対応のほどよろしくお願ひします。

また、「令和8年度提案項目に対する意見」、「令和8年度提案項目に係るアンケート調査」につきましては、各ブロック協議会の幹事県から別途送付される依頼文に従い、各ブロック協議会の幹事県に提出をお願いします。

【添付資料】

- ・別紙1 令和8年度提案項目素案
- ・別紙2 提案項目作成にあたっての考え方
- ・別紙3 令和7年度第1回漁場管理対策検討会における意見
- ・別紙4 令和8年度提案項目に係るアンケート調査
- ・別紙5 令和8年度提案項目取りまとめスケジュール（参考）

全国内水面漁場管理委員会連合会事務局
(鹿児島県水産振興課漁業調整係) 村田・松山(竹内後任)
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-9-3428 FAX 099-286-5613
E-mail zennaigyokanren@pref.kagoshima.lg.jp

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る
提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名

大項目	
削除又は 表現の変 更が必要 な項目	(
削除又は 変更理由	
表現を変 更する場 合の文案	

(別紙様式2)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る追加提案項目・意見について

都道府県名

大項目	
追加 提案項目	
提案理由	
意見	

(別紙様式3)

西日本ブロック協議会内における照会・協議事項等について

都道府県名

照会先	全都道府県・()都道府県・全内漁管連・水産庁
照会・ 協議事項	
照会・ 協議理由	

※照会にあたっては、照会の背景、自県の状況を記入のうえご回答ください。

提案項目作成にあたっての考え方

中央省庁への提案活動については、全国の意見を総括するものであり、その内容は大変多岐に渡るものとなっています。また、内水面を取り巻く現状が厳しくなるにつれ、提案項目数についても平成17年度の14項目から平成27年度の34項目へと、増加の一途を辿りました。

このように内容が膨大になることにより、提案の趣旨がぼやけ、実効性に欠けるものとなるおそれがあるため適宜見直しを行い、令和7年度は26項目となっています。

これらは各ブロック協議会において協議し、必要に迫られて提案されているものであり、項目数を削減することは難しいことも実状です。

のことから、令和8年度の提案項目については「実効性のある提案」を方向性として進めるべく、各会員県及びブロック協議会においては次の事項についてご配慮の上、検討をお願いいたします。

1 要望すべき内容を精査するとともに、冗長な文章としない。

背景を詳述するなど、文章が肥大化することにより、趣旨がぼやけるおそれがあるため、簡潔なものとすること。

2 個別の事案は盛り込まない。

広域的な影響がある、または全国的に普遍性がある事案について、提案項目とすること。

3 提案した結果に対する評価を行う。

成果が得られたものについては削除し、一定の成果が見られたものの、まだ課題が残る場合は、その点を具体的に記述し、提案すること。

令和7年度第1回漁場管理対策検討会における意見

※記載のページは別紙1の通しのページ数

＜提案書全般＞【鹿児島県】

- ・提案書の項目、内容を分かりやすく簡潔かつ明確にすることの検討の必要性（項目数の検討、重点項目とその他の項目の書きぶりの工夫など）

＜I 外来魚対策小項目1（重点）＞ ※3ページ

【三重県】

コウライオヤニラミについては、環境省の回答に「特定外来生物の指定に向けた検討を進めています」とあるのでそのことに触れてはどうか。「コウライオヤニラミなど新たに生息が確認され、今後拡大が懸念される種については、早期に指定に向けた取り組みを推進するよう追記してはどうか。

【鹿児島県】

- ・コウライオヤニラミと言われているものについて、提案する以上被害の実態等をより具体的にすべきではないか。
- ・水産庁、環境省の現状の対応を踏まえた上での提案にすべきではないか。
- ・コウライオヤニラミと呼ばれているものにはそれ以外のものも含まれており、表現含めもっと正確な提案にすべき。

＜II 鳥類による食害対策＞ ※6ページ

小項目1 カワウ被害対策

【三重県】

農水省の回答の中で「令和6年度からのカワウ被害対策の考え方について」に更新してまとめられているので、それを反映した表現にした方が良いのでは。

＜III 魚病対策について＞小項目3水産用医薬品…※8ページ

【鹿児島県】

当該項目は都道府県水試場長会でも、より簡潔、明瞭に要望されており、当会として要望する項目として所掌の範疇にあたるか疑問。

＜IV 河川湖沼環境の保全及び啓発＞ ※9～13ページ

【東京都】

- ・大雨になると農薬を含めそこらに溜まっている薬剤が河川に流れ込み魚類等の大量死を引き起こすことがあり、その原因究明を少しでも前にすすめることが必要ではないか。
- ・河川の汚濁はダムからだけではなく鉱山由来のものも想定される。経産省にも提案すべき。
- ・近年 PFAS（有機フッ素化合物）の河川流出の報道が相次いでおり、遊漁者は釣った魚を食べることが多くあるため食の安全への対策と不安払しょくのための周知が必要。

令和8年度提案項目案

提案書(前書き)

R7年度提案書	R6年度提案書	R8年度提案案(8/29時点)
<p>内水面漁業は、水産物の供給機能のほか、自然環境の保全、地域社会の維持、自然体験活動等の機能が将来にわたり、これらの機能が多面的に發揮されることによる上で重要です。</p> <p>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会はその全国組織であり、当全国組織である河川湖沼における河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通で重要な課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和6年5月31日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。</p> <p>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会はその全国組織であり、当全国組織である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要な課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和7年5月30日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。</p> <p>つきましては、これら提案の実現に向けて、格別のご検討とその対応を賜りたくお願い申し上げます。この度の提案では、重点的に検討いただく項目を重点項目として整理しています。</p> <p>なお、提案の大項目の記載順は、優先順位を示すものではありません。</p> <p>内水面漁業は、水産物の供給機能のほか、自然環境の保全、地域社会の維持、自然体験活動等の機能が将来にわたり、これらの機能が多面的に發揮されることによる上で重要です。</p> <p>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通で重要な課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和8年●月●日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。</p> <p>つきましては、これら提案の実現に向けて、格別のご検討とその対応を賜りたくお願い申し上げます。この度の提案では、重点的に検討いただく項目を重点項目として整理します。</p> <p>なお、提案の大項目の記載順は、優先順位を示すものではありません。</p>		

I 外来魚対策について

R7年度提案書	R8年度提案要素(8/29時点)
<p>【趣旨】平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の改正で、飼養等の許可を受けた者だけではなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。</p> <p>また、魚類の特定外来生物は、令和6年7月1日までにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されました。</p> <p>さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講すべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら、令和5年度においても共同漁業権911件中453件で外来生物(特定外来生物)に指定され、これらが魚類や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていませんのが現状です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>年度の修正及びアンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正</p> <p>【趣旨】平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の改正で、放流した特定外来生物を受けた者だけではなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。</p> <p>また、魚類の特定外来生物は、令和6年7月1日までにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されました。</p> <p>さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講すべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら、令和6年度においても共同漁業権●件中●件で外来生物による漁業被害が発生しており、漁業被害をもたらしする新たな外来生物(特定外来生物)の侵入も報告されています。</p> <p>このようなかで、これまで地方自治体や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られないのが現状です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>

R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案案 (8/29時点)
1 【重点】オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチヤネルキヤットフィッシュ、ブルーギル及びチヤネルキヤットフィッシュをはじめとした外來魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取り入れた効発に努めた結果的駆除技術等を実施するとともに、指導し、漁業協同組合等が適切な駆除等を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分に予算を確保すること。	【農水省】水産庁では、内水面資源被害対策事業により、平成24年度から国立研究開発法人水産研究教育機構等に委託して、効果的な駆除技術の開発を行つており、これまでに外水面魚等の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じた防除対策を実施するなど最新の知見を取り照らすよう取りまとめた、4冊のマニュアルを作成して、配布・周知しています。	R7年度と同文	R7年度と同文

R7年度提案 (R6年度提案)	R7年度提案 (R6年度提案)	R7年度提案 (R6年度提案)	R8年度提案要素(8/29時点)
2 外来生物等の密放流禁止	密放流行為を防止するなどの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心とした周知啓発を中心化するとともに、関係者と連携した取締りの強化など、外来生物法違反の防止に具体的な措置を講じること。また、これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。	【農水省】 特定外来生物法においては、オオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対する罰則がござります。特に、今年4月に環境省と連名で「オオクチバス等による密放流等の法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心とした周知啓発を中心化するとともに、関係者と連携した取締りの強化など、外来生物法違反の防止に必要な予算を講じること。また、これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。	R7年度と同文
3 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外生物の駆除及び発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。	漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外生物の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。	【農水省】 漁業権が設定されていないダム等においても、適切な外来魚駆除等が実施されるよう、引き続き、外魚の防除対策をとりまとめたマニュアルの幅広い関係者への配布、周知を進めています。 【国交省】 河川管理者として、河川管理上、支障がある場合、外来生物を防除したり、除去したりしております。また、防除等を行う際には、地方公共団体や漁業協同組合等と連携し、外来魚の持ち込みや持ち出しへ禁止する看板を設置したり、外来魚を回収するボックスを設置したり、あるいは、外来魚対策に関する学習会を行っています。 これらの事例をまとめた「河川における外来魚対策の事例集」を作成し、ダムの管理者等に周知をしています。	R7年度と同文

II 鳥類による食害対策について

R7年度提案書	R8年度提案書(8/29時点)
<p>【趣旨】平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に特徴の適正化にに関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講すべき事項が明記されました。しかししながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウによる被害は益々深刻な問題となっています。更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和6年度の調査では共同漁業権906件中544件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっています。</p> <p>このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、地域的な対策の実施が不可欠であり、国のリードすべきましては、下記の事項について提案します。</p>	<p>【趣旨】平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化にに関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講すべき事項が明記されました。しかししながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウによる被害は益々深刻な問題となっています。</p> <p>更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和7年度の調査では共同漁業権●件中●件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっています。</p> <p>このように、鳥類による被害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、地域的な対策の実施が不可欠であり、国リードーションの発揮と指導・支援の強化が望まれます。</p>

III 漁病対策について

R7年度提案書	R8年度提案要素(8/29時点)
<p>【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫方針が策定されました。疫体制の強化が図られました。</p> <p>このようないくつかの改正により、新たに疾病の対象疾患及び対象動物等が見直され、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫方針である水産防疫対策要綱が策定(令和2年12月最終改正)され、新たな疾患の水際防疫や国内防疫の対象疾患及び対象動物等が見直され、新たに疾患の水際防疫や国内防疫体制の強化が図られました。</p> <p>しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年に国内で初めて確認されたエドワジエラ・イクタル症が現在も散見されているなど、同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場で漁業権魚種になつて困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖及び流通行為が制限されおり、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えておりま</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>R7年度と同文</p> <p>【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。このようないくつかの改正により、新たに疾病の対象疾患及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫方針が策定されました。疫体制の強化が図られました。</p> <p>このようないくつかの改正により、新たに疾病の対象疾患及び対象動物等が見直され、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫方針である水産防疫対策要綱が策定(令和2年12月最終改正)され、新たな疾患の水際防疫や国内防疫体制の強化が図られました。</p> <p>しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年に国内で初めて確認されたエドワジエラ・イクタル症が現在も散見されているなど、同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場で漁業権魚種になつています。また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在するこ</p> <p>とから、コイの増殖及び流通行為が制限されおり、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えています。</p>

R7年度提案 (R6年度提案)		回答、状況等	R8年度提案要素 (8/29時点)
1	【重点】 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における疫病制備事業の実施による対策を図るために、まん延防止のため、全国的な防疫措置を実施すること。さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、全国的な防疫措置を継続的に実施すること。さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内の冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的な手法（環境DNA解析などを）を確立し、全国河川における疫病制備事業の実施による対策を図るために、まん延防止のため、全国的な防疫措置を実施すること。	【農水省】 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における疫病制備事業の実施による対策を図るために、まん延防止のため、全国的な防疫措置を実施すること。さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、全国的な防疫措置を継続的に実施すること。さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内の冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的な手法（環境DNA解析などを）を確立し、全国河川における疫病制備事業の実施による対策を図るために、まん延防止のため、全国的な防疫措置を実施すること。	R7年度と同文
2	【重点】 水域拡大による深刻な影響を受けている冷水病の再発に向けて、これまでに蓄積された魚の死骸を踏み、販売生の公私用魚場における放流・移植を持ち出しし、その進歩を図る。また、その進歩を図る。	【農水省】 【KHV病発生から20年が経過している。感染水域の拡大による深刻な影響を受けている冷水病の再発に向けて、これまでに蓄積された魚の死骸を踏み、販売生の公私用魚場における放流・移植を持ち出しし、その進歩を図る。また、その進歩を図る。】	R7年度と同文
3	現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品の開発では、市場の小さい魚種で開発が進みにくいことから、既存医薬品の効能拡大による新規開発や承認が改正され、このようないくつかの問題で実用可能な医薬品が少ない。しかしながら、内水面漁業で実用可能な医薬品が非常に少ない現状にある。今後も引き続き効能拡大による多くの医薬品の開発は困難である。生産の効率化を目指すため、引き続き「水産防護対策委託事業」ほか、医薬品の開発・実用化を促進するため、引き続き検討してまいります。	【農水省】 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品の開発では、市場の小さい魚種で開発が進みにくいことから、既存医薬品の効能拡大による新規開発や承認が改正され、このようないくつかの問題で実用可能な医薬品が少ない。しかしながら、内水面漁業で実用可能な医薬品が非常に少ない現状にある。今後も引き続き効能拡大による多くの医薬品の開発は困難である。生産の効率化を目指すため、引き続き検討してまいります。	R7年度と同文

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

3	水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された余分な水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的研究の知見をより深めるために、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定による水質の保全が最も重要な水質の保全であることを図ること。	【農水省】 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的研究の知見をより深めるために、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定による水質の保全が最も重要な水質の保全であることを図ること。	【農水省】 水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された余分な水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的研究の知見をより深めるために、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定による水質の保全が最も重要な水質の保全であることを図ること。
---	---	--	--

R7年度と同文

3	水田や山林における水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的研究の知見をより深めるために、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定による水質の保全が最も重要な水質の保全であることを図ること。	農業取締法に基づき登録された農薬による魚類などの水生生物への影響については、環境省において、河川等の水生生物に被害が生じないよう登録基準を設定の上、管理しており、農業を定められた使用方法を守つて使用する限り問題が生じることはないものと考えております。 なお、農業取締法にて、最新の科学的知見に基づき、全ての登録農薬の安全性を定期的に再評価の制度が導入されており、順次、再評価の手続を進めているところです。 この再評価の中で、魚類などの水生生物への影響についても、改めて評価を行ふこととなつてあります。 【環境省】 農薬については、農業取締法に基づき、定められた方法で使用した際の人の健康や環境に対する安全性が確認され、農林水産大臣によると、農業ごとに、魚類、甲殻類等、藻類等の生活環境動植物への影響について、科学的に評価した上で、登録の可否を判断する基準を定めています。 また、現在、すでに登録されている農薬について、最新の科学的知見に基づく再評価を順次進めていくところであり、引き続き、農業の安全確保が重要であります。 環境省では、こうじてマイクロプラスチックは一概的にマイクロプラスチックと呼ばれ、環境中に流出してしまうと回収が困難です。	農業取締法に基づき、定められた方法で使用した際の人の健康や環境に対する安全性が確認され、農林水産大臣によれば、製造、販売等ができます。環境省では、環境保護の観点から、個別の農業ごとに、魚類、甲殻類等、藻類等の生活環境動植物への影響について、科学的に評価した上で、登録の可否を判断する基準を定めています。 また、現在、すでに登録されている農薬について、最新の科学的知見に基づく再評価を順次進めていくところであり、引き続き、農業の安全確保が重要であります。 環境省では、こうじてマイクロプラスチックの流出防止に向けて、実態把握が重要と考えており、河川・湖上におけるマイクロプラスチックのカウントの実施や、海水への流出量の推計手法の検討を行っています。また、代替素材の開発支援も実施しているところです。 引き続き、農林水産省とも連携し、実態の把握や代替素材の開発、関係者に対するマイクロプラスチックの流出削減の取組の普及に努めてまいります。 これまでに水生生物の保全にかかる生活環境項目の環境基準として「亜鉛」等の項目を設定しておられます。 また、水生生物の生息に対する直接的な影響を判断できる指標として、平成28年3月に「底層溶存酸素量」を湖沼等の新たな環境基準項目として設定しました。 環境基準や排水基準の設定については、今後も水生生物の保全の視点も含む科学的知見の集積に努め、検討してまいります。
---	--	---	--

R8年度提案案(8/29時点)

R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案案(8/29時点)
4 オオカナダモやカワランゴサ等の藻類の異常繁殖、ミズワタクチビルケイソウ等の水草の異常繁殖、河川湖沼の在来生態系への脅威等による深刻な問題について、河川湖沼の生態系への影響調査を実施するため、内水面漁業の防除方法の開発等による対策を講じることとし、その他の藻類への対応については、水産機関と連携して除去対策を講じること。	オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワランゴサ等の藻類の異常繁殖、河川湖沼の在来生態系への脅威等による深刻な問題について、河川湖沼の生態系への影響調査を実施するため、内水面漁業の防除方法の開発等による対策を講じることとし、その他の藻類への対応については、水産機関と連携して除去対策を講じること。	【農水省】ミズワタクチビルケイソウについては、令和3年度から水産庁委託事業により生息状況の調査も、殺藻手法・判別手法の開発を実施し、それらの成果を取りまとめ、令和6年2月に公表しました。令和7年度においても引き続き、繁殖要因の解析や漁場への影響調査を実施する予定です。また、ミズワタクチビルケイソウ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ等の分布域拡大は、河川湖沼への在来生態系への脅威だけではなく、内水面漁業の妨げになるなど深刻な問題となっています。このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発・情報収集に取り組んでまいります。また、その他の藻類への対応については、水産機関と連携して除去対策を講じてまいります。 【国交省】河川管理者として、河川管理上の支障となる場合に、外来植物の防除・除去等に取り組んでおります。引き続き、市町村や都道府県の関係部局と連携し、外来植物の対策に努めています。 【環境省】ナガエツルノゲイトウ及びオオバナミズキンバイについて、「地域と連携した河川における外来植物対策のハンドブック」の増補版を令和7年4月に公表しており、2種含めて「外来植物計10種を追加する」として、河川管理者と地域・関係機関が連携して除害事例の情報収集を行っております。 【環境省】オオカナダモについては、特に対策が必要な外来種を選定した「生態系被害防止外来種リスト」に掲載しており、逸出の防止等、適切な行動を広く国民に呼びかけています。 ミズワタクチビルケイソウとカワランゴサについては、「外来生物法に基づく特定外来生物には指定されていませんが、必要な情報収集を行っております。 なお、防除方法の開発事例としては、環境研究総合推進費によりオオミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法に係るマニュアルを作成したほか、当省も協力し、農林水産省が策定した「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」が令和5年3月に更新されたところです。	R7年度と同文

R7年度提案	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案案(8/29時点)
6	濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)について、業は、放流水の下流域河川への流入が長い、濁水対策施設の整備など、長期化しないように必要な対策を講じること。	【農水省】 農業利水用のダムでは、下流域河川への放流に当たり、定期的な濁水調査の実施に加え、必要に応じて、取水する水質を変える運用である運取水等を行つてきているところです。適切に対応して関係者と協議し、設備の運用の改善や追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応して関係者と協議するなど、濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)について、放流水の濁度の基準化を行つて、取水する水質を変える運用である運取水等を行つてきること。	R7年度と同文
	一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ、徐々に放流されることにより下流域河川の濁度が長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや渓流魚の生息環境を悪化させ、河川の生物につながること。	【農水省】 国土交通省管轄のダムにおいては、必要に応じて、対策設備を設置しております。また、洪水後に、設備の運用改善や追加設備の必要性等を検討するなど、適切に対応してまいります。また、川床の低下やアーマー化については、下流域関係者と調整を図りながら、ダム貯水池に堆積している土砂を下流域河川へ置き、土砂還元の取組などを進めてまいります。引き続き、土砂還元の取組等を通じて、ダム下流域河川の環境改善に努めてまいります。 河川の生物については、ダム下流域河川の国勢調査等においてモニタリングに努めています。	R7年度と同文
7	天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制により、地球温暖化による水温上昇による影響を含めたアユ仔魚の生産・放育と環境要因の調査分析を行い、資源量の増減、増減メカニズムの解明を図り、引き続き、効果的な増殖・資源管理のための技術開発を進めること。	【農水省】 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制により、地球温暖化による水温上昇による影響を含めたアユ仔魚の生産・放育と環境要因の調査分析を行い、引き続き、効果的な増殖・資源管理のための技術開発を進めること。	R7年度と同文
8	気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を早急に進めること。	【農水省】 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進めること。	R7年度と同文

VI ウナギの資源回復について

R7年度提案書	R8年度提案要素 (8/29時点)
<p>【趣旨】内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されています。ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されておりません。このような中、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、令和2年12月の漁業法改正により、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされ、うなぎ養殖業者により全国的な資源管理団体に係る取組方針を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と内水面漁業協同組合が二つともに「ウナギの資源管理」を実現する共同決議を水産庁長官に報告しました。内水面漁業協同組合は、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっていますが、平成22年に水産総合研究センターが完全実用化に成功しましたが、未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の放流用種苗を用いています。つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>文言の一部修正</p> <p>【趣旨】内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定され、資源水準の極端な低下が指摘されています。ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていません。このような中、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、令和2年12月の漁業法改正により、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされ、うなぎ養殖業者により全国的な資源管理団体に係る取組方針を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と内水面漁業協同組合が二つともに「ウナギの資源管理」を実現する共同決議を水産庁長官に報告しました。</p> <p>内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、内水面漁業協同組合が種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。</p> <p>内水面漁業協同組合が種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりましたが、未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の放流用種苗を用いています。つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>

R7年度提案書		R8年度提案要素(8/29時点)	
R7年度提案書		回答、状況等	
1	【重点】 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進するため、関係機関等と連携した資源管理体制を構築し、ニホンウナギの回遊が期待できる二ホンウナギの作出等の課題に取り組んでまいります。	【農水省】 二ホンウナギ資源の回復を図るため、関係機関等と連携した資源管理体制を構築し、ニホンウナギの回遊が期待できる二ホンウナギの作出等の課題に取り組んでまいります。	R7年度と同文
2	シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、國主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、國において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図ってくこと。	【農水省】 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、國主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に對処するため、國主導で取締体制を充実させたいにだけ、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。	R7年度と同文
3	(4→3) シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、國が主導となって引き続き技術開発を一層推進することとともに、都道府県等の関係機関等に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進するため、必要な措置を講ずること。	【農水省】 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、國が主導となって引き続き技術開発を一層推進することとともに、都道府県等の関係機関等に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進するため、必要な措置を講ずること。	R7年度と同文
4	(3→4) ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係機関等と連携した資源管理体制を構築し、ニホンウナギの回遊が期待できる二ホンウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図ってくこと。	来遊するシラスウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進することとともに、都道府県等の関係機関等と連携した資源管理体制を構築し、ニホンウナギの回遊が期待できる二ホンウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図ってくこと。	R7年度と同文

VII 内水面漁場管理制度の堅持について

R7年度提案書		R8年度提案要素(8/29時点)	
【趣旨】内水面漁場管理制度は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を取扱い、近年、内水面漁業に関する問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化している。このようないくつかの問題に対応するため、「内水面漁業の振興における法的措置」が制定され、内水面漁業の振興においては、関係者相互間の連携協力体制の整備が明記されました。		R7年度と同文	
【趣旨】内水面漁場管理制度は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会並びに水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このようないくつかの問題に対応するため、「内水面漁業の振興における法的措置」が明記されました。		R7年度と同文	
1 内水面漁場管理制度として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理制度を堅持すること。	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案要素(8/29時点)
2 独立の行政委員会として、都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行する内水面漁場管理制度の維持・確保を図ること。	(R6年度提案)	回答、状況等	R8年度提案要素(8/29時点)

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	I 外来魚対策について
削除又は表現の変更が必要な項目	<p>【趣旨】及び項目2, 3</p>
削除又は変更理由	<ul style="list-style-type: none">【趣旨】について、文章を簡潔にして主旨を明確にするため一部削除項目2, 3を統合し、項目数の削減 →統合の2項目は遊漁に関する内容であるため統合
表現を変更する場合の文案	<p>【趣旨】しかしながら、令和6年度においても共同漁業権●件中●件で外来生物による漁業被害が発生しており、漁業被害をもたらしうる新たな外来生物（<u>特定外来生物に指定されていない外来生物</u>）の侵入も報告されています。</p> <p>(項目2) ※項目2, 3を統合 外来生物等の密放流禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く周知啓発を強化とともに、関係者と連携した取締りの強化など外来生物法違反の防止に係る具体的措置を強力に推し進めること。 また、漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、の管理者に対して外来生物等の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。</p>

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	II 鳥類による食害対策について
削除又は表現の変更が必要な項目	項目 1, 2, 3
削除又は変更理由	<ul style="list-style-type: none">項目 1 に項目 3 (一部) を統合し、項目数の削減項目 2 に項目 3 (一部) を統合し、項目数の削減 <p>※項目 1 は「カワウ」、項目 2 は「サギ」について記載 項目 3 は「カワウ」、「サギ」に対する支援・予算措置について記載</p>
表現を変更する場合の文案	<p>1 カワウによる食害軽減のため、平成 26 年 4 月に農林水産省・環境省が「カワウ被害対策強化の考え方」で示した「被害を与えるカワウの個体数を令和 5 年度までに半減させる」目標は達成できず、その達成期限は令和 10 年度に見直された。</p> <p>この目標を達成するため、これまでの取組等の検証で判明した課題(銃器使用の制限緩和、捕獲事業者の育成、繁殖場の樹木伐採など)への対策を「カワウ被害対策強化の考え方」に取り入れたカワウの個体数の調整・管理を行い、より実効性のあるカワウ対策を国主導で推進すること。</p> <p>また、既存の広域協議会と連携した全国的な体制のもと、カワウ対策の具体的な方針を策定し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。<u>国との十分な支援のもとカワウの駆除等を進めていくこと。</u></p> <p>2 サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。</p> <p>また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図り、<u>る二と</u>漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	III 魚病対策について
削除又は表現の変更が必要な項目	<ul style="list-style-type: none">項目3の削除
削除又は変更理由	<ul style="list-style-type: none">内水面漁業で使用可能な医薬品は非常に少ない状況は理解できるが、医薬品開発に関する提案は、当委員会の所掌とは関わりが薄いことから「削除」し、他項目の訴求性を高める。
表現を変更する場合の文案	<ul style="list-style-type: none">項目3 全文削除

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
削除又は表現の変更が必要な項目	<ul style="list-style-type: none">【趣旨】の文言修正・
削除又は変更理由	<ul style="list-style-type: none">【趣旨】について、文章をより簡潔にして主旨を明確にするため一部削除修正。 →背景説明が中心の趣旨となっているため、前段を削除。 →以下の項目説明に向け、内容を整理し要点を明確にするよう修正
表現を変更する場合の文案	<p>【趣旨】</p> <p>平成9年の河川法改正で、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、令和3年6月に森林・林業基本計画が、令和4年3月に水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されています。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。</p> <p>また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法改正で、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されています。</p> <p>河川湖沼環境の保全については、当連合会が長年にわたりこれまで行ってきた提案内容であり、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれております。今後、河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善や、環境教育の推進など各省庁の関連施策と連携した取組み推進が必要となります。つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
削除又は表現の変更が必要な項目	<ul style="list-style-type: none"> 項目1の文言修正
削除又は変更理由	<ul style="list-style-type: none"> 気候の現状に併せた表現の修正 R7年に追記された「大規模災害に強い生産体制整備への細やかな支援策について検討を進めるとともに」の削除 (具体が見えず、国も全く答えていない(答えられない))
表現を変更する場合の文案	<p>(項目1)</p> <p>近年の気候変動による大型台風や頻発する集中豪雨による河川の氾濫が頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることからため、大規模災害に強い生産体制整備への細やかな支援策について検討を進めるとともに大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。</p> <p>また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを強力に進めていくこと。</p>

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
削除又は表現の変更が必要な項目	<ul style="list-style-type: none">項目2の文言修正
削除又は変更理由	<ul style="list-style-type: none">2パラ目の適正流量の見直しについて、「適宜見直しを検討し」書きぶりが曖昧であり、そのため国の回答も得られていないことから文言を修正。結びの文言の「引き続き」以降については、項目1で同様の記載があるため削除する。
表現を変更する場合の文案	<p>(項目2)</p> <p>河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うこと。</p> <p>また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけではなく生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえたて、適宜見直しを検討すること。<u>セ、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。</u></p>

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
削除又は表現の変更が必要な項目	<ul style="list-style-type: none">項目7と項目8の統合
削除又は変更理由	<ul style="list-style-type: none">項目7については、「天然遡上アユ」を中心とした表現としているが、令和5年から国で取組みが進められている。項目7、項目8は、「気候変動への対応」を共通のテーマとしているので、統合する。
表現を変更する場合の文案	(項目7) 気候変動による水温上昇などが内水面漁業資源に及ぼす影響を踏まえ、関係都道府県と連携した調査・研究体制のもと、海域を含めた仔魚の生残・成育と環境要因の分析を進め、資源量変動のメカニズムの解明や効果的な増殖・資源管理技術の開発を推進するとともに、気候変動への適応策の検討を早急に進めること。

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	V 放射性物質による汚染対策について
削除又は表現の変更が必要な項目	<ul style="list-style-type: none"> 【趣旨】の文言修正 項目 1
削除又は変更理由	<ul style="list-style-type: none"> 【趣旨】について、関係法令が制定及び改定されて、一定の年数が経過しているため、表現を修正する必要。 項目 1について、文章をより簡潔にして主旨を明確にするため一部削除。 <ul style="list-style-type: none"> →「除染の対象外とした経緯」という表現がすでに「除染しない方針」を含意しているため、重複を避ける。 →「基本的に～が示されたが」という対比の表現を無くし、内容が直線的で分かりやすくする。
表現を変更する場合の文案	<p>【趣旨】</p> <p>平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講すべき事項が附則として記載されました。</p> <p>当該原子力事故による放射性物質の拡散が、15¹⁰年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。</p> <p>(項目 1)</p> <p>河川湖沼環境中の放射性物質について、は、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。</p>

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	VI ウナギの資源回復について
削除又は表現の変更が必要な項目	・項目3の全文削除
削除又は変更理由	・国の回答のとおり、シラスウナギの大量生産技術は平成26年から取り組まれており、現在社会実装に向け各県水産研究機関や民間企業を含むコンソーシアムを組み取組みが進められている。必要な措置は講じられているため削除し、他項目の訴求性を高める。(1990年代から技術開発に取り組んでいる)
表現を変更する場合の文案	

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	VII 内水面漁場管理委員会制度の堅持について
削除又は表現の変更が必要な項目	<p>【趣旨】及び、項目1, 2</p>
削除又は変更理由	<ul style="list-style-type: none">【趣旨】について、関係法令が制定及び改定されて、一定の年数が経過しているため、表現を修正する必要。提案項目について、趣旨に記載の通り、安定した財政基盤の裏付けが必須であることが主な提案であることから、見直しの観点から一つの項目に集約する。
表現を変更する場合の文案	<p>【趣旨】</p> <p>このような中、<u>平成26年度には</u>「内水面漁業の振興に関する法律」<u>が制定され、</u><u>に基づく</u>、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されています。</p> <p>また、<u>70年ぶりに改正された</u>「漁業法」においては、<u>現行の委員会制度が維持されるとともに</u>、内水面が有する多面的機能の発揮などの<u>新たな</u>項目が<u>規定追加</u>され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。</p> <p>(項目)</p> <p>内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持するとともに、独立したの行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行できるようするため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。</p>

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	V 放射性物質による汚染対策について
削除又は表現の変更が必要な項目	<ul style="list-style-type: none">【趣旨】の文言修正項目1の文言修正
削除又は変更理由	<ul style="list-style-type: none">【趣旨】について、関係法令が制定及び改定されて、一定の年数が経過しているため、表現を修正する必要。項目1について、文章をより簡潔にして主旨を明確にするため一部削除。 →「除染の対象外とした経緯」という表現がすでに「除染しない方針」を含意しているため、重複を避ける。 →「基本的に～が示されたが」という対比の表現を無くし、内容が直線的で分かりやすくする
表現を変更する場合の文案	<p>【趣旨】</p> <p>平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講すべき事項が附則として記載されました。</p> <p>当該原子力事故による放射性物質の拡散が、15-10年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。</p> <p>(項目1)</p> <p>河川湖沼環境中の放射性物質について、は、基本的に除染しない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。</p>

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	VI ウナギの資源回復について
削除又は表現の変更が必要な項目	<ul style="list-style-type: none">【趣旨】の文言修正・削除項目3の全文削除
削除又は変更理由	<ul style="list-style-type: none">【趣旨】について、関係法令が制定及び改定されて、一定の年数が経過しているため、表現を修正する必要。また、項目3を削除することから、趣旨の該当部分についても削除する。項目3については、国の回答のとおり、シラスウナギの大量生産技術は平成26年から取り組まれており、現在社会実装に向け各県水産研究機関や民間企業を含むコンソーシアムを組み取組みの他、民間企業独自の種苗生産技術開発が進められている。必要な措置は講じられているため削除し、他項目の訴求性を高める。
表現を変更する場合の文案	<p>【趣旨】(3段落目)</p> <p>このような中、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく、では、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、改正漁業法においては、令和2年12月の漁業法改正により、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされました。たほか、また、うなぎ養殖業管理団体により全国的な資源管理の取組みが進められているところです。</p> <p>また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。</p> <p>ニホンウナギ資源の維持増大のため、内水面漁業協同組合が種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。</p> <p>放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まる中、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功するなど生産技術は着実に進んでいますが、未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします</p>

(別紙様式1)

令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名 鹿児島県

大項目	VII 内水面漁場管理委員会制度の堅持について
削除又は表現の変更が必要な項目	【趣旨】及び、項目1, 2
削除又は変更理由	<ul style="list-style-type: none">【趣旨】について、関係法令が制定及び改定されて、一定の年数が経過しているため、表現を修正する必要。提案項目について、趣旨に記載の通り、安定した財政基盤の裏付けが制度運営上必須であることが主な提案であることから、見直しの観点から一つの項目に集約する。
表現を変更する場合の文案	<p>【趣旨】</p> <p>このような中、<u>平成26年度には</u>「内水面漁業の振興に関する法律」<u>が制定され、</u><u>に基づく</u>、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されています。</p> <p>また、<u>70年ぶりに改正された</u>「漁業法」においては、<u>現行の委員会制度が維持されるとともに</u>、内水面が有する多面的機能の発揮などの<u>新たな</u>項目が<u>規定追加</u>され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。</p> <p>(項目)</p> <p>内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持するとともに、独立したの行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行できるようするため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。</p>

回答都道府県：鹿児島県

令和8年度提案項目に係るアンケート調査

令和8年度の中央省庁提案項目の作成にあたり、項目選定の方向性については、毎年、漁場管理対策検討会での協議の後、各ブロック協議会において再協議をお願いしております。

各ブロック協議会で検討するにあたり、各都道府県の状況を相互に把握した上で議論することがより実効的であるため、今年度も昨年度に引き続き提案項目に関連するアンケート調査を実施したく、以下のアンケート調査票への記入をお願いいたします。

また、調査対象期間は、特に断りのない限り、**令和6年6月1日～記入日**としてお願いいたします。

なお、本アンケートの集計結果は提案行動に先立って、中央省庁に情報提供いたしますので、ご了承ください。（集計結果の共有は、会員県及び中央省庁限りとし、外部への公表は行いません。）

I 外来生物について

「外来生物」とは、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」を指し、国内からの移入生物は含みません。

① 外来生物による被害報告のあった共同漁業権件数について、記入例を参考に下表へ記入願います。

都道府県名	報告のある漁業権件数	共同漁業権総件数	特定外来生物								その他の外来生物								備考					
			オオクチバス	コクチバス	ブルーギル	チャネルフィッシュ	カダヤシ	ウシガエル	カミツキガメ	アリゲーター	その他	ブラウントラウト	ソウギョ	カムルチー(ライギ)	タイリクバラタナゴ	ワニガメ	アカミミガメ	ミシシッピ	アメリカザリガニ	ホティアオイ	オオカナダモ	ミズワタクチビル	ケイソウ	その他
〇〇県	(1)30	50	30	30	20		1					2										(1)		
鹿児島県	(7)7	15	(3)7		(2)7		(1)																(3)	

- ※ 第1種・第5種共同漁業権とともに記入願います。
- ※ ()数字は非共同漁業権漁場の報告件数としてください。
- ※ ブロック協議会開催県は各ブロック内での件数の合計数を確認してください。
- ※ 特定外来生物による記入を中心とし、その他の外来生物については、各都道府県で特筆すべき被害があるものについて記入願います。
- ※ 特定外来生物及びその他の外来生物でその他に該当する場合、種名等について記入願います。

特定外来生物 ()

その他の外来生物（ナイルティラピア、ソードテール）

② 把握している外来生物対策について、課題あるいは問題点があれば記述願います。

対象魚種	主な実施団体 又は事業名	特別 採捕の 有無	駆除方法及び効果	課題あるいは問題点
ブラックバス ブルーギル ティラピア	事業名：内水面資源保全対策事業 財源：県 1/2, 地元 1/2 事業主体 ・広瀬川漁協 ・県内水面漁連 ①川内川漁協 ②川内川上流漁協	無	方法：釣り、四つ手網等 効果 ・広瀬川漁協 バス： 657 尾 ギル： 4,369 尾 ・県内水面漁連 バス： 8 尾 ギル： 2,483 尾 ティラピア： 897 尾 ※2漁協合計 ※R6 実績	・長年継続して駆除活動に取り組んでいるが、1度に大量に駆除することができない。 ・駆除活動にはマンパワーを必要とする。 ・効果的な駆除手法が確立されていない。

③ 外来魚の再放流（キャッチアンドリリース）の禁止について、都道府県や市町村、各内水面漁場管理委員会等で規制を設けていれば記述願います。

規制の根拠 (条例、委員会指示等)	対象魚種	区域	制定時期	効果及び 課題と問題点
蘭牟田池自然公園施設条例	ブラックバス、ブルーギル等の外来魚	蘭牟田池	平成18年	平成8年にベッコウトンボの生息地保護区に指定。 平成17年にラムサール条約の登録湿地に指定 淡水水族館における釣り具の貸出、外来魚回収ボックスを設置

④ 令和6年6月1日以降に行った、外来生物に関する新たな取組み等について、あれば自由記述願います。（密放流の防止策、外来生物飼育にあたってのマナーの周知方法、採捕された外来魚の回収事例等）

II 魚病について

- ① アユ冷水病, エドワジエラ・イクタルリ症, 異形細胞性鰓病, KHVの発生状況について, 下表左欄に発生件数を, 右欄に近年の傾向について自由記述願います。

		R4	R5	R6	近年の傾向について
冷水病	天然 水域	○	○	○	H26～R3 までは冷水病による斃死の報告はなかったが, 令和4年4月に稚アユ1件で発生を確認した。
	私有 水面	1	○	○	
エドワジ エラ・ イクタル リ症	天然 水域	○	○	○	近年は天然水域でのエドワジエラ・イクタルリ感染症による斃死は発生していない(持ち込み・報告なし)。 平成29年4月20日・25日に県内内水面漁協の放流用稚アユ(天然種苗)の出荷前検査で陽性を確認した。
	私有 水面	○	○		
異形細胞 性鰓病	天然 水域	○	○	○	本県において天然水域, 私有水面ともに異形細胞性鰓病による斃死の報告はない。
	私有 水面	○	○	○	
KHV	天然 水域	○	○	○	近年は天然水域でのKHVによる斃死は発生していない。
	私有 水面	○	○	○	

- ② KHV対策に関して, まん延防止のための委員会指示, 関係者への巡回指導及び注意喚起, 県HP等による広報活動のほかに, 新たな取り組みとして実施していることや, 今後の方向性について, あれば自由記述願います。

なし

III 鳥類による食害対策について

① カワウの生息数と被害額について実態を把握していますか。

把握している場合には下表に概数等を、把握していない場合には実感について、記入又は選択回答願います。

	実態を把握している場合			実態を把握していない場合
	R4	R5	R6	
生息数	不明	不明	不明	R6.6月以前と比較して A：増加傾向 B：変化なし C：減少傾向
被害魚種	アユ, ヤマメ, オイカワ, カワムツ, ワカサギ, ウグイ, ウナギ, コイ, フナ, カマツカ	アユ, オイカワ, ニジマス, ウグイ, シラスウナギ, コイ, フナ, ワカサギ, ハヤ, カマツカ, エビ・カニ類, リュウキュウアユ	アユ, オイカワ, ウグイ, シラスウナギ, コイ, ハヤ, カマツカ, エビ・カニ類, ワカサギ, ニジマス, リュウキュウアユ	
被害額	不明	不明	不明	R6.6月以前と比較して A：増加傾向 B：変化なし C：減少傾向

② カワウ対策について、駆除又は追い払いを実施している場合は、下表に記入願います。

	R4	R5	R6
事業名	内水面資源保全対策事業	内水面資源保全対策事業	内水面資源保全対策事業
実施主体	広瀬川漁協	広瀬川漁協	広瀬川漁協
実施内容	花火による追い払い	花火による追い払い	花火による追い払い
駆除数	カワウ：1,525羽	カワウ：1,575羽	カワウ：2,054羽

②で駆除又は追い払いを実施している場合、その成果について、回答願います。

(複数回答可)

A：駆除又は追い払いにより一定の成果を挙げている。

B：駆除又は追い払いをしているが被害の減少には至っていない。

C：効率的な駆除手法が確立できていない。

D：思うような対策を実施するだけの財源が不足している。

E：単県よりも広域的な単位で対策を講じる必要がある。

F：その他（自由記述）

④ カワウ広域協議会について、貴都道府県の状況について回答願います。（複数回答可）

A 広域協議会に参加している。

B：広域協議会に参加していないので、参加したい。

C：広域協議会に参加しておらず、また参加の必要性までは感じていない。

D：広域協議会は全国組織化すべきだと考えている。

⑤ 鳥類による食害全般の被害報告があった共同漁業権件数（第1種、第5種）について、記入例を参考に下表へ記入願います。

都道府県	報告漁業権件数 / 総漁業権件数	カワウ	サギ類	カモ類	その他 (鳥種記載)	被害状況	駆除等の対応状況	備考
〇〇県	(1)9/10	(1)8	0	3		カワウ食害によるアユの減少が顕著	有害捕獲許可に基づく銃器駆除 防鳥糸による飛来防止や追い払い	カワウについては近年飛来数が増加
鹿児島県	(11)10/15	(11)10	1	0	0	河川では、アユ、ウナギ、ウグイ等の食害報告	銃・無双網による駆除、花火や空砲による追い払い、テグス張りによる進入防止	

※ ()数字は非共同漁業権漁場の報告件数としてください。

※ ブロック協議会開催県は各ブロック内での件数の合計数を確認してください。

⑥ カワウ等の鳥類による被害の防止について、林業等、他の業界と協力して行っている事例があれば、その内容について記入願います。

協力団体（業界名、 団体名、課名等）	内 容
なし	なし

IV 漁場環境の保全及び啓発について

① 内水面漁業を取り巻く環境について、河川流域の生態系、森林、水質等さまざまなケースを含めて問題となっている事例について選択回答願います。（複数回答可）

- A : 土砂の流入及び堆積
- B : 森林の伐採等による河川流量の変化
- C : オオカナダモ、カワシオグサ、ミズワタクチビルケイソウ等の異常繁殖による水生生物への悪影響
- D : アシ等の異常繁茂による漁場の縮小
- E : 河畔林やアシ原の繁茂による漁場へのアクセス悪化
- F : 排水による水質の富栄養化
- G : 災害復旧事業等による河川環境の均一化（瀬と淵の消滅等）
- H : 漁業に支障を来たす樹木の存在（一級河川）
- I : 漁業に支障を来たす樹木の存在（二級河川等）
- J : なし
- K** その他（自由記載）

河川水産生物の生息環境の悪化により、隠れ家や餌料生物の減少が指摘されており、河川生態系の保全・改善のため、河川生物に配慮した護岸工事や水域の連続性に配慮した魚道等の設置を求められている。

③ ダム、魚道等、河川工作物等で問題となっている事例について選択回答願います。（複数回答可）

- A : ダムからの濁水の放出
- B : ダムからの低温水の放出
- C** 魚道の機能不全
- D : なし
- E : その他（自由記載）

落差工、堰堤ではアユやウナギ等の遡上が阻害されている。
魚道の目詰まりなどにより魚道の機能低下が見られる。

V ウナギの資源回復について

① ウナギが漁業権魚種として設定されている漁業権免許件数について記入願います。

全漁業権 15 件中 14 件

② 平成24年以降、シラスウナギの採捕数量の減少及び価格の高騰に伴い、漁協が増殖指示量を達成できなかった事例がありますか。ある場合は、その際の対応について記述願います。

A : あり

聞き取りにより状況を把握し、漁協の経営状況等を勘案の上、現実的で実施可能な取組を行うよう指導している。

B : なし

③ ②で「A : あり」を選択された方について、今後もシラスウナギの採捕量が安定せず、増殖指示量を達成できない状況が続いた場合、どのような対応を考えていますか。

A : 増殖指示量等を変更する予定はない。

B : 当面は現行の増殖指示量を変更しないが、漁業権の切替時に検討する。

C : 現行の漁業権の存続期間中に、増殖指示量の減量を検討している。

D : 遊漁料の増額を検討している。

E : 種苗放流以外の増殖手法を検討している。（具体的な内容があれば記載願います。）

石倉の設置等について、増殖手法として効果的であるか等調査中

F : その他（自由記載）

④ 平成30年7月に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しましたが、下りウナギ保護に関して対策を取っていますか。

- A: 報告（平成30年7月）前から対策を取っている。
B: 平成30年7月以降、対策を取った。
C: 今後、何らかの対策を検討している。
D: 現在のところ、特に対策について検討していない。

⑤ ④で「A: 報告（平成30年7月）前から対策を取っている。」、「B: 平成30年7月以降、対策を取った。」、「C: 今後、何らかの対策を検討している。」を選択された方について、どのような対策もしくは検討をされていますか。（複数回答可）

- A: 都道府県内水面漁業調整規則の改正
 B: 内水面漁場管理委員会指示
 C: 遊漁規則変更の検討依頼
D: 漁協の自主的な取組として総会で決議してもらうよう依頼
 E: その他（自由記載）


海区漁業調整委員会指示

⑥ ④で「D: 現在のところ、特に対策について検討していない。」を選択された方について、対策が進まない理由について選択回答願います。（複数回答可）

- A: 下りウナギを漁獲して生計を立てている漁業者がいる。
B: そもそも天然のニホンウナギは生息していない。
C: 河川で保護しても海で漁獲されてしまうので、河川だけ規制するのは不公平。
D: ウナギを漁獲している漁業者や遊漁者がいない。
E: サケと違って元の河川に戻ってくるわけではないのでメリットがない。
F: 因果関係が明らかでないため、漁場管理委員会指示で規制するのは適さない。
G: 因果関係が明らかでないため、遊漁規則・行使規則で規制することに理解をえられない。
H: シラスウナギの採捕を制限せずに、下りウナギの採捕だけ制限をかけるのは不公平。
I: その他（自由記載）

⑦ 資源管理の取り組みで問題となっている点、将来的な規制の可能性についての検討又は全国的な統一した規制の可能性等について、あれば自由記述願います。

VI その他

I から Vまでの各項目についての意見・要望、アンケート全般についての意見や、新規で提案すべき項目がある場合には、下記に自由記述願います。

ありがとうございました。

令和8年度 提案項目 取りまとめスケジュール（参考）

1 第1回漁場管理対策検討会（8月29日開催）

令和8年度提案書の基礎となる提案項目素案及び、提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査票の内容について協議し、決定する。

決定した素案及びアンケート調査票を連合会事務局から各都道府県の内水面漁場管理委員会宛に送付する。

2 アンケート回答等のとりまとめ

各都道府県の委員会は、提案項目素案への修正・意見等及びアンケート回答を各ブロック協議会開催県へ提出する。（締切は各ブロック協議会開催県に一任）

3 各ブロック協議会

提案項目素案について、各ブロック内都道府県の実情及びアンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。

- ・東日本ブロック協議会（千葉県）・・・令和7年10月28日、29日
- ・中日本ブロック協議会（大阪府）・・・令和7年11月4日、5日
- ・西日本ブロック協議会（佐賀県）・・・令和7年11月11日、12日

4 第2回漁場管理対策検討会（令和8年3月）

提案項目について、各ブロックからの意見を踏まえて検討し、令和8年度提案書（案）を策定し、第2回役員会へ提出する。

5 第2回役員会（上記4と同日開催）

漁場管理対策検討会から提出された提案書（案）について審議し、令和8年度通常総会に議案として提出する。

6 令和8年度通常総会（令和8年5月）

提案書（案）を議案として上程する。

7 令和8年度提案行動（令和8年6月又は7月）

令和8年度通常総会で決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施する。